

食安輸発0119第1号
平成22年1月19日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

モニタリング検査の強化について
(香港産トコブシ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、香港産活トコブシにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願ひします。

記

1 対象食品

香港産トコブシ及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) GRAND LAKE DEVELOPMENT LTD. が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、フラゾリドン（AOZとして）に係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、ニトロフラン類に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあつては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：活トコブシ
2. 原 産 国：香港
3. 輸 出 者：GRAND LAKE DEVELOPMENT LTD.
4. 検査結果：フラゾリドン（AOZとして）0.002ppm（基準値：不検出）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所中部空港検疫所支所(届出受付番号:第54100158510号1欄)
6. 輸 入 者：左京商事株式会社